

令和6年6月14日招集
令和6年第4回北塩原村議会定例会
村長招集挨拶並びに提案理由の説明

本日ここに、令和六年第四回北塩原村議会定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

(村政報告)

はじめに、村政についてご報告を申し上げます。

一点目は、北塩原村内での交通死亡事故の発生についてであります。

去る4月28日に大塩字桜峠付近において交通死亡事故が発生しました。喜多方警察署、村、交通団体、道路管理者による現場点検を実施し、続発防止対策を協議しました。また、道路管理者に道路除草や白線など、交通安全対策を要請しました。

二点目は、「北塩原村ゼロカーボンシティ宣言」についてであります。

去る3月29日、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言しました。

裏磐梯、五色沼湖沼群に代表される自然景観と、村民が育んできた里山景観を、次世代に引き継いでいく責務があります。実行計画に基づき、村民、事業者、行政、観光客など一体となって持続可能な村を築いてまいります。

三点目は、「在京きたしおばら会総会」についてであります。去る5月18日、東京都内において、総会と懇親会が開催されました。

総会には、会員18名、懇親会には五十嵐村議会議長をはじめ会津赤べこ会の大越代表ら9名のご来賓をお迎えし、和やかな雰囲気の中で、交流を深めました。

四点目は、「北塩原村初夏の観光物産展」についてであります。

去る5月23日から24日の2日間、東京都杉並区役所前にて、「初夏の観光物産展」を開催しました。在京きたしおばら会の方々のご協力もいただき、村の特産品をはじめ様々な商品を販売し、岸本杉並区長をはじめ多くの杉並区民の皆様からご好評をいただきました。

五点目は、災害時における活動協力に関する協定の締結についてであ

ります。

去る5月17日に、北塩原村建設業組合との災害時における活動協力に関する協定を締結いたしました。災害が発生した場合に、支援物資の調達や輸送、人的支援など、連携・協力できる体制を整えることで、安全で安心な村づくりに大きく貢献をいただけるものと思っております。

六点目は、「裏磐梯サイクルフェスタ2024」についてであります。

去る5月26日、桧原湖一周ファミリーサイクリング大会が新しく生まれ変わり、裏磐梯サイクルフェスタ2024が開催されました。

裏磐梯全域をステージとしてチェックポイントを巡るゲーム性のあるイベントで、県内外から48組148名が参加しました。参加者からは、桧原湖一周するだけでは分からない名所を巡ることで、裏磐梯の新たな魅力を発見できたと好評を得たところです。

七点目は、「会津米沢街道歴史ウォーク」についてであります。

来たる6月22日に開催をし、現在403名の参加申し込みがあり、村生涯学習センターを起点に大塩や関屋・樟地区への3コースを巡ります。

八点目は、村政懇談会の実施についてであります。

来たる6月24日から28日にかけて、村内4地区で、村政懇談会を開催します。昨年、人口減少対策をテーマに実施しました村政懇談会での村民のご意見を踏まえ、本年度の新事業についてご説明をし、人口減少対策・地方創生に係るご意見等、対話の場にしたいと考えております。

九点目は、記念式典の開催についてであります。

来たる7月27日に、村制施行70周年記念式典を、メルキュール裏磐梯を会場として開催をいたします。70年間のあゆみを振り返り、村内外への魅力を発信するとともに、村勢のさらなる発展と未来への飛躍を誓います。

ここで、本日提案いたしました議案等について、説明を申し上げます。

報告第二号は、令和5年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書についてであります。

村が基本財産を出資する土地開発公社について、地方自治法の規定により、議会に報告するものであります。

報告第三号は、令和5年度北塩原村一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和6年度に繰り越しました4件の事業につきまして、地方自治法施行令の規定により、報告するものであります。

報告第四号は、令和5年度北塩原村簡易水道事業費特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和6年度に繰り越しました簡易水道施設改良事業について、地方自治法施行令の規定により、報告するものであります。

議案第四十一号並びに議案第四十二号は、北塩原村税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第四十一号の内容は、能登半島地震災害関連による地方税法等の改正に伴い、雑損控除額等の特例に関し、所要の改正を行ったものであります。

議案第四十二号の内容は、地方税法等の改正に伴う所要の改正を行うもので、村民税の減免、固定資産税の減免、個人住民税の特別控除額に係る規定の新設など、所要の改正を行ったものであります。

議案第四十三号は、北塩原村税特別措置条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについてであります。

その内容は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の改正に伴い、過疎地域における課税免除について、その対象期間「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に延長するものです。

3議案とも、令和六年四月一日に施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただいたものであります。

議案第四十四号は、損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

昨年11月29日の降雪により、村有地内の木が倒れ、民間の家屋を破損させてしまいましたので、その損害賠償額と和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第四十五号は、北塩原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第四十六号は、令和六年度北塩原村一般会計補正予算（第一号）についてであります。

歳入歳出それぞれ、五千三百 二十二万 二千元 を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ三十七億 四千三百 四十八万八千元とするものであります。

主な補正の内容につきましては、

○物価高騰対応重点支援給付金事業 四千二百五十四万 四千元

○村道唐沢線整備事業 五百六十二万 八千元

○住まいの防犯対策補助金事業 百七十万円

○コミュニティ助成事業助成金 百四十万円

○戸籍情報システム改修事業 百十七万 七千元

○議会映像配信用光ケーブル引込工事 六十九万 三千元

などであります。

議案第四十七号は、令和六年度北塩原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）についてであります。

歳入歳出それぞれ、八万円 を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ三千五百 九万三千元とするものであります。

補正の内容につきましては、令和6年12月からの被保険者証廃止に伴うマイナンバーカード被保険者証一体化にあたり、被保険者証台紙に個人番号を印字し、特定記録郵便で郵送するための費用を補正するものです。

以上、報告三件、議案七件を提案申し上げましたが、詳細につきましては、議案審議の際に担当課長に説明をさせますので、慎重審議を賜りまして、適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

(村長降壇)